

# 水産流通適正化制度に係る 採捕者（漁業者又は漁協）の届出

## 【秋田県知事に届出を行う場合】

採捕者の届出を行う場合は、次の事項に留意して秋田県知事へ届出をしてください。届出は原則、**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請**としますが、やむを得ず書面で届出をする場合は、秋田県農林水産部水産漁港課あて提出してください。

なお、販売事業を行っている秋田県漁協に全量出荷する、秋田県漁協組合員である採捕者は、漁協が届出を行い、個人の届出は不要ですが、**漁協以外にも出荷する秋田県漁協所属の採捕者**（一部出荷も含む）や**秋田県漁協以外に所属する漁業者**は、**個人・法人で届出を行う必要**があります。

### 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※  
※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

### 2 届出に必要な添付書類

届出者	必要な添付書類	備 考
秋田県漁協	<p><b>不要</b></p> <p>※届出者以外の代理人（行政書士等）が届出を行う場合は、<u>委任状</u>が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県漁協組合員で、アワビ・ナマコを秋田県漁協に全量出荷する漁業者は、秋田県漁協が届出者になるので、個人等での届出は不要です。</li> </ul>
個人・法人	<p><b>・所属漁協長の副申書</b> 又は <b>・漁業権行使者である旨の漁協の証明書</b></p> <p>※届出者以外の代理人（漁協、行政書士等）が届出を行う場合は、<u>委任状</u>が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県漁協以外に所属している漁業者は届出が必要です。</li> <li>秋田県漁協組合員で、秋田県漁協以外にも出荷する漁業者は、個人等で届出が必要です。</li> <li>届出は、所属する漁協を経由して行ってください。</li> </ul>